

2026 消費税法 受講生の皆様へ

<HU26675> 個別理論集 訂正のお知らせ

表題の教材につきまして、下記のとおり訂正がございますので、ご連絡差し上げます。受講生の皆様にご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

【該当箇所】16 ページ [4] 他の者から受けた事業者向け電気通信利用役務の提供である場合の例外

- (誤) (1) 国外事業者が恒久的施設で行うもののうち、国内において行う資産の譲渡等に要するものは、国内で行われたものとする。
- (2) 国内事業者が国外事業所等で行うもののうち、国外において行う資産の譲渡等にのみ要するものは、国外で行われたものとする。
- (正) (1) 国外事業者が恒久的施設で行う特定仕入れ（他の者から受けた事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものに限る。以下同じ。）のうち、国内において行う資産の譲渡等に要するものは、国内で行われたものとする。
- (2) 国内事業者が国外事業所等で行う特定仕入れのうち、国外において行う資産の譲渡等にのみ要するものは、国外で行われたものとする。

東京リーガルマインド 税理士事業本部

お問合せ : LECコールセンター ナビダイヤル 0570-064-464

(月～金9:30～19:30／土・日・祝10:00～18:00)

※ナビダイヤルは、通話料はお客様のご負担となります。 ※PHS・IP電話からはご利用できません。